

地域未来投資促進法における土地利用調整計画

(福岡県地域未来投資促進基本計画)

(みやま市 重点促進区域1)

福岡県 みやま市

## 第1 土地利用調整区域

### 1. 所在・面積

区域名	所在			地番	面積(m <sup>2</sup> )
	市町村	大字	字		
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1102-1	93
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1102-4	9.92
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1102-5	46
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1103-1	254
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1104 の一部	3,707
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1105	65
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1106	55
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1107 の一部	73.08
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1108-1 の一部	555
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1323-1	470
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1136-1 の一部	677
みやま市高田町今福地区	みやま市	高田町今福	高田	1393 の一部	95

### 2. 土地の農業上の利用との調整に關し必要な事項

該當なし。

### 3. 市街化調整区域における土地利用の調整に關し必要な事項

・区域毎の面積 (単位:m<sup>2</sup>)

区域名	市街化区域	市街化調整区域	合計
みやま市高田町今福地区	0	6,100	6,100

- 各区域の市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項(第2 ロの施設ごとに記載)  
区域の現況及び位置については別添①・②のとおり。

## 第2 土地利用調整計画において地域経済牽引事業を行おうとする者に関する次の事項

### イ 地域経済牽引事業の内容

地域経済牽引事業を行おうとする者(以下「牽引事業者」という。)は、放置竹林整備の環境対策から国内飼肥料を生み出す、地域資源循環型の事業を計画(以下「牽引事業計画」という。)している。

牽引事業計画は、竹を原料とした飼肥料の製造であり、本市の地域課題でもある放置竹林を牽引事業者が無償で伐採し、搬出、運搬、飼肥料製造を牽引事業者が実施するものである。

また、飼肥料の原料となる竹の伐採については、本市近郊のみだけではなく福岡県、熊本県、大分県で実施し調達を予定しているため、事業実施においては、北部九州の中心に位置する本土地利用調整区域が適当である。なお、前述のとおり、福岡県、熊本県、大分県から竹の調達を予定しているため、北部九州の放置竹林の整備にも寄与することが期待される。

さらに、製造された飼肥料は、農業の生産性や品質向上に資することが期待され、その結果、本市の基幹産業である農業の基盤強化や活性化に寄与することが期待される。

### ロ 地域経済牽引事業の用に供する施設の規模

施設番号	区域名	予定建築物の用途 (施設の種類)	予定建築物の敷地面積 (m <sup>2</sup> )	開発区域の面積 (m <sup>2</sup> )
1	みやま市高田町今福地区	竹を原料とした飼料等 製造工場	6,100	6,100

## 第3 土地利用調整区域の土地利用の調整に関する事項

### 1. 重点促進区域内の既存の工場適地や業務用地等の活用可能性

重点促進区域内においては、既存の工場適地や業務用地、遊休地等は存在しない。

### 2. 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

### 3. 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項(第2 ロの施設ごとに記載)

#### 【施設1】

##### ① 周辺における市街化を促進するおそれがないと認められる具体的な理由

当該施設は、竹を原料とした飼料等の製造工場であり、周辺からの不特定多数の利用があるような施設ではないため、本地域経済牽引事業により周辺の市街化を促進するおそれはない。

② 市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当と認められる具体的な理由を記載

みやま市の市街化区域内における整備済の土地は、ほぼ全域がすでに土地活用されている。また、非線引き都市計画区域内の土地についても同様であるため、一団の宅地化された土地ではなく、高速自動車国道等インターチェンジなどの交通インフラに近接した区域で、今回の事業を行うために必要な1ヘクタール程度の用地を市街化区域において確保することは困難である。